

鹿角市告示第91号

鹿角市水道事業、鹿角市下水道事業及び鹿角市農業集落排水事業に係る水道料金等の徴収事務について下記の者へ委託したことから、地方公営企業法施行令第26条の4第1項及び地方自治法施行令第158条第2項の規定により告示します。

令和3年9月8日

鹿角市長 関 厚

1. 委託した業務の名称

鹿角市水道料金等徴収業務委託

2. 委託した業務の区域

鹿角市一円

3. 委託した業務の内容

- ①窓口業務
- ②開閉栓業務
- ③検針業務
- ④水道メーター情報管理業務
- ⑤調定、更正業務
- ⑥収納業務
- ⑦滞納整理、水道給水停止業務
- ⑧電子計算処理業務
- ⑨下水道受益者負担金（農業集落排水受益者分担金を含む。）事務に係る補助業務
- ⑩事務引継ぎ業務
- ⑪その他付随業務

4. 委託者の住所及び氏名

秋田県横手市十文字町字海道下42番地1

株式会社トータルオフィスマネージメント 代表取締役 遠藤 敏夫

5. 委託期間

令和3年10月1日から令和8年9月30日